



別記様式 (第9条関係)

平成28年4月8日

箱根町議会議長 様

(会派名・経理責任者)

又は (議員名) 勝俣 公好



政務活動費に係る収入及び支出の報告書

条例第9条の規定に基づき、次のとおり平成27年度政務活動費収支報告書及び領収書類を提出します。

1 収入

政務活動費 120,000円

2 支出

科目	支出額(円)	備考
調査研究及び研修費	63,387円	青森県南津軽郡大鰐町視察 黒岩祐治と観光を語る会
資料作成及び購入費	0円	
広報・広聴費	0円	
要請陳情等活動費	7,490円	内閣府大臣政務官室
会議費	0円	
事務費	0円	
その他の経費	0円	
合計	70,877円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 領収書類 別添

4 残額 49,123円

研修等結果報告書

実施年月日	平成 27 年 11 月 6 日（金）～7 日（土）
場所（対象）	青森県南津軽郡大鰐町
目的（内容）	行財政改革について
参加者	勝俣公好、緑風クラブ（勝俣剛一、小川鶴雄、川口延明） 計 4 名
結果（所見）	<p>箱根町においても財政状況が大変厳しいことから、執行部では、平成 28 年 4 月から固定資産税超過課税を実施する旨の説明を受けていた。議会として、行財政改革調査特別委員会において調査研究を進めてきたが、実際に、固定資産税超過課税を実施している青森県大鰐町の状況を伺うため、視察を行った。</p> <p>【主な視察項目】</p> <p>①固定資産税超過課税（1.4%→1.6%）実施時の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期間及び実施時期 ・町民等（企業含む）への説明及びその反応 ・説明時の資料 <p>②使用料・手数料の見直し（家庭ごみ収集の有料化等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期間及び実施時期 <p>③入湯税の値上げ、都市計画税の導入等の検討・対応</p> <p>④人件費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の削減状況等 ・給与等の削減 <p>⑤補助金等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体等への説明等 <p>⑥公共施設の見直し等</p> <p>⑦予算割合について</p> <p>大鰐町は、第 3 セクターが経営するスキーリゾートに対する経営支援により財政難に陥り、平成 20 年度決算における将来負担比率が早期健全化基準の 350%を超えたことにより、早期健全化団体となった。財政健全化法に従い、財政健全化計画を作成し、内容について 8 回の住民説明会を実施した。その後、平成 22 年 9 月に町税条例の一部改正条例を可決し、平成 23 年度から超過課税を実施した。大鰐町は、平成の大合併時においても、借金が問題となり、近隣市町との合併が成立しなかったとのことであった。</p>


	<p>【大鰐町における財政健全化計画の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 17 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・給与の削減（特別職 20%、一般職員 2%） ●平成 18 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・給与の削減（特別職 20%） ●平成 19 年度（地方公共団体 財政の健全化に関する法律が成立・公布） <ul style="list-style-type: none"> ・給与の削減（特別職 30%） ●平成 20 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・大鰐町財政健全化計画に関する行政懇談会を 8 箇所で開催 ・ごみ有料化に関する説明会を 17 箇所で開催 ・大鰐町財政健全化計画の見直し及び財政運営計画の策定に関する行政懇談会を 8 箇所で開催 ・給与の削減（特別職 30%、一般職員 7%、議員 10%） ●平成 21 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流施設センター鰐 come に指定管理者制度を導入 ・平成 20 年度決算状況及び健全化判断比率等に関する行政懇談会を 8 箇所で開催 ・大鰐山荘の営業を休止 ・給与の削減（特別職 40%、一般職員 5～10%、議員 10%） ●平成 22 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・大鰐町財政健全化計画（平成 21～24 年度の 4 年間を策定） ・大鰐町町税条例の一部を改正する条例の可決 <p>※平成 20 年度に考えを示し、平成 21 年度からの実施を考えていたが、平成 23 年度からの実施となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の削減（特別職 40%、一般職員 5～10%、議員 10%） ●平成 23 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・大鰐町財政健全化計画を変更（平成 21～33 年度の 13 年間） ・給与削減（～平成 27 年度） （特別職 40%、一般職員 5～10%、議員 10%） ●平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化計画による経営の健全化の完了 ●平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・大鰐温泉スキー場を含む都市公園施設等に指定管理者制度を導入 ●平成 27 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・町立小学校を 4 校から 1 校へ統廃合 ・財政健全化計画による財政の早期健全化の完了
<p>政務活動費 支出明細</p>	<p>53,387 円（別紙のとおり）</p>

大鰐町視察 (11/6~7)

日付	項目	金額	備考
—	JTB (旅費・宿泊代)	49,360	
	手土産代	2,100	
11月6日	タクシー代 (2,960/4)	740	※
11月7日	タクシー代 ((2,040+2,710) /4)	1,187	※
合計		53,387	

※の領収書本書は、緑風クラブ報告書へ添付されているもの。

領 収 証

株式会社 JTBコーポレートセールス 

No 73705864105-01-35 *
2015年10月22日

勝俣 公好 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 49,360 ※

但し11月6日 ご旅行代金として

ご入金内訳 2015/10/22 その他 ¥49,360

¥0

出納責任者 XXXXXXXXXX 取扱者 XXXXXXXXXX

法人営業神奈川西  0463-23-5166

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。
③3014038

B 054527

お客様用

領 収 証

No. _____

勝俣公好 様

27年11月5日

★ ¥ 2100 -

但 御品代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

はこね菜の

店主 高橋台

〒250-0311 箱根町湯本659

TEL 0460-85-0488

領 収 証

緑風クラブ 様

2015年11月 7日

金2,040円

ただし、乗車券類代として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

1/4
510,-

東日本旅客鉄道株式会社
大塚温泉401 No.000001



領収書

現.チ.ク

2015年11月06日 -002

メーター運賃 ¥2,440円
固定迎車料金 + ¥110円
早朝予約料金 + ¥410円
運賃料金計 ¥2,960円

合計 ¥2,960円

現金支払 ¥2,960円

毎度ご乗車ありがとうございます。

車輛番号 164

報徳自動車(株)

お忘れ物、お車のご用命は
配車センター TEL 0465-22-4155
ご意見、ご要望は
神奈川タクシーサービスセンター 小田原
TEL 0465-22-2039

1/4

領収書

現.チ.ク

2015年11月07日 -014

メーター運賃 ¥2,710円
運賃料金計 ¥2,710円

合計 ¥2,710円

現金支払 ¥2,710円

毎度ご乗車ありがとうございます。

車輛番号 28

太陽自動車(株)

お忘れ物、お車のご用命は
配車センター TEL 0465-22-4155
ご意見、ご要望は
神奈川タクシーサービスセンター 小田原
TEL 0465-22-2099

1/4

【大鰐町視察事項：財政健全化の取組みについて】

現在、箱根町においても、財政状況は大変厳しく、執行部では、来年4月から、固定資産税超過課税を実施する旨の説明を受けており、議会として、行財政改革調査特別委員会を設置し、取り組んでいるところではありますが、固定資産税超過課税を実施している大鰐町さんの状況等を視察し、今後の町民への説明方法や、さらには、使用料・手数料等の見直し等、他の手段についての検討を行うため、視察を行うもの。

- 1 固定資産税超過課税（1.4%→1.6%）実施時の取組み
 - ・ 準備期間及び実施時期
 - ・ 町民等（企業含む）への説明及びその反応
 - ・ 説明資料
- 2 使用料・手数料の見直し（家庭ごみ収集の有料化等）
 - ・ 準備期間及び実施時期
- 3 入湯税の値上げ、都市計画税の導入等の対応
- 4 人件費の抑制
 - ・ 職員の削減状況等
 - ・ 給与等の削減
- 5 補助金等の削減
 - ・ 団体等への説明等
- 6 公共施設の見直し等
- 7 予算割合について

神奈川県箱根町議会議員行政視察

日時：平成27年11月6日（金）

午後2時

場所：大鰐町役場 議場

次 第

1、開 会

2、あいさつ

大鰐町議会議長 わたなべ きゅういちろう 渡辺 久一郎

箱根町議会 りょくふう 緑風クラブ 代表 かつまた ごういち 勝俣 剛一 様

3、出席者紹介

別紙出席者名簿参照

4、視察内容

財政健全化について

5、閉 会

視察 出席者名簿

【神奈川県箱根町議会議員】

緑風クラブ	勝俣 剛一	(かつまた ごういち) 様
〃	小川 鶴雄	(おがわ つるお) 様
〃	川口 延明	(かわぐち のぶあき) 様
無会派	勝俣 公好	(かつまた きみよし) 様
	計 4名	

【大鰐町議会】

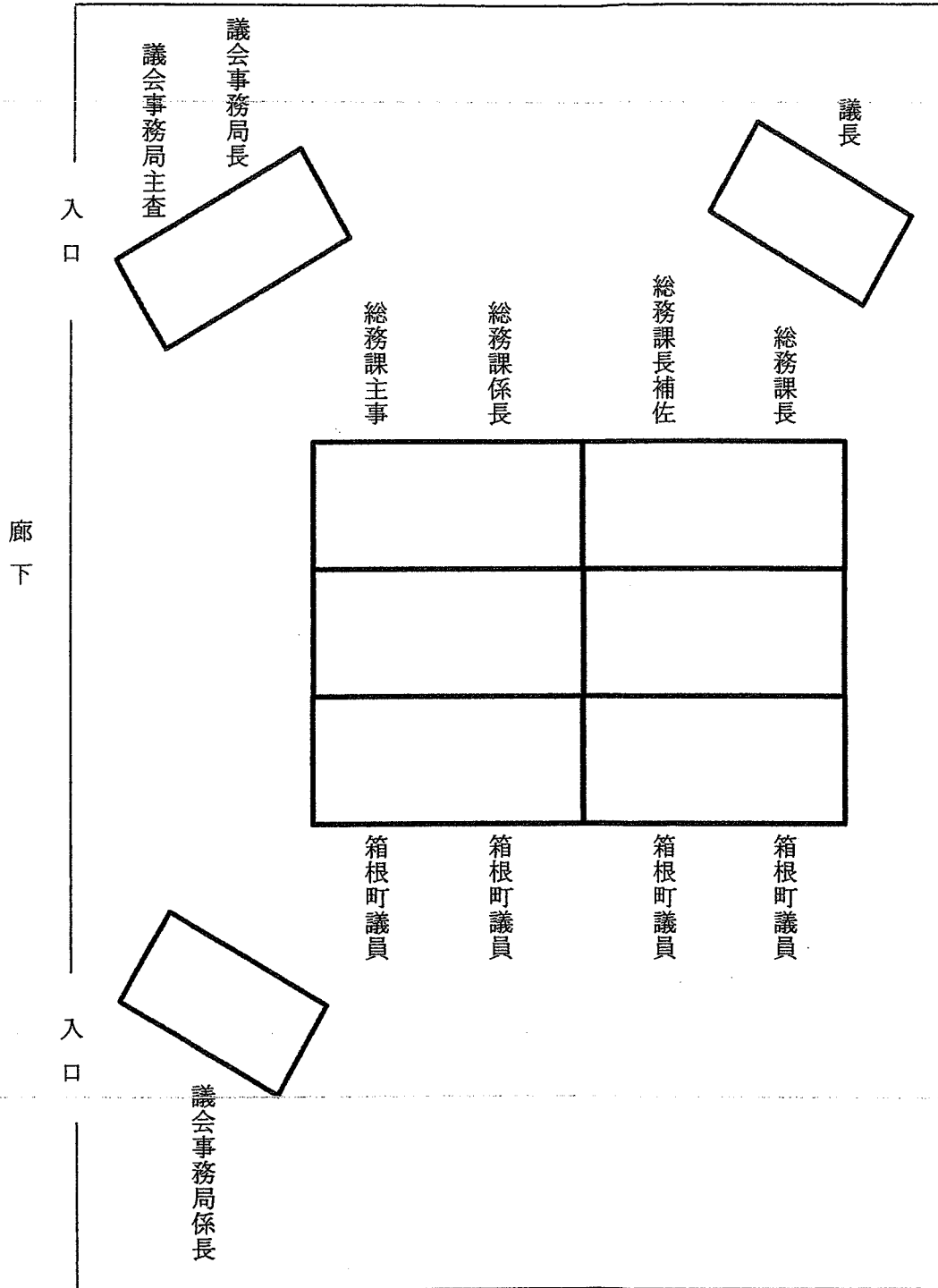
議 長	渡辺 久一郎	(わたなべ きゅういちろう)
議会事務局長	神 隆文	(じん たかふみ)
議会事務局係長	須藤 留里子	(すとう るりこ)
議会事務局主査	渡邊 英晃	(わたなべ ひであき)

【大鰐町】

総務課長	前田 克則	(まえだ かつのり)
総務課長補佐	吹田 秀世	(ふきた ひでよ)
総務課係長	山中 竜也	(やまなか たつや)
総務課主事	三浦 政宣	(みうら まさのぶ)

視察会場席図

場所：大鰐町役場 議場



実施に向けた取組

平成19年3月、「財政健全化計画」を独自策定。歳入確保策として、固定資産税の税率変更を記載（当初は平成21年度から実施予定）。

財政健全化計画（独自）、財政運営計画、財政健全化計画（健全化法）の内容等について、それぞれ住民説明会を実施。

平成22年9月、町税条例の一部改正条例を可決。平成23年度から超過課税の実施。

職員給与等の削減

○職員…H17：2%、H20：7%、H21～H27：5～10%

○特別職…H17～H18：20%、H19～H20：30%、H21～H27：40%

○議員…H20.7～H27：10%

平成の大合併

12市町村による「津軽地域市町村合併協議会」（協議不調となり廃止）中心となった弘前市において固定資産税の超過課税の実施済み。超過課税となる可能性が高かった。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年6月、健全化法が成立。

平成19年度赤字決算 ⇒ 財政悪化が表面化、財政再建団体への転落の危機。

健全化法に係る「財政健全化計画」を策定。超過課税の実施を計画に掲げ、確実に実行する必要。

【大綱町視察事項：財政健全化の取組みについて】

現在、菊根町においても、財政状況は大変厳しく、執行部では、来年度4月から、固定資産税超過課税を実施する旨の説明を受けており、剰余として、行財政改革調査特別委員会を設置し、取り組んでいるところではありますが、固定資産税超過課税を実施している大綱町さんの状況を視察し、今後の町民への説明方法や、さらには、使用料・手数料等の見直し等、他の手段についての検討を行うため、視察を行うもの。

- 1 固定資産税超過課税（1.4%→1.6%）実施時の取組み
 - ・準備期間及び実施時期
 - ・町民等（企業含む）への説明及びその反応
 - ・説明資料
- 2 使用料・手数料の見直し（家庭ごみ収集の有料化等）
 - ・準備期間及び実施時期
- 3 入湯税の値上げ、都市計画税の導入等の対応
- 4 人件費の抑制
 - ・職員の削減状況等
 - ・給与等の削減
- 5 補助金等の削減
 - ・団体等への説明等
- 6 公共施設の見直し等

研修等結果報告書

実施年月日	平成27年9月4日(金)
場所(対象)	湯本富士屋ホテル
目的(内容)	研修 黒岩祐治と観光を語る会 講演 地域の経済振興等について(大涌谷火山活動に関連した誘客について等)
参加者	勝俣公好
結果(所見)	<p>演題:地域の経済振興等について 講師: 清水慎一 氏 (総務省 地域創造アドバイザー)</p> <p>大涌谷の火山活動により観光客が減少しているなかで箱根の当面とるべき対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 来訪観光客(宿泊者)を大切にしておく ② 宿泊施設の割引勧誘はしない(割引利用券の配布を不特定多数に行っても来町は少数。) ③ 町内の飲食施設、物産店の割引クーポンが良い(外国人は特に喜ぶ) ④ 箱根を含めて来訪者に与える「情報」が少ない ⑤ 多言語のスタッフ要員の確保も必要である <p>恒久的な施策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ※インバウンドの集客に力を入れる(日本人観光客は増えてこない) ※箱根として何を「売る商品」とするか ※生きている火山と暮らしを合わせた観光を行う ※交通機関の情報が少ないので、どこでも利用できるフリーパス的な交通パスが必要。 <p>外国人が求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> * ショッピング (リピーターはショッピングを避ける調査傾向あり) * 自然体験ツアー * 四季の体験(花見・紅葉) * 日本の歴史、伝統文化体験 * 日本の生活文化体験 <p>研修会終了後 意見交換会を行う</p>
その他	<p>「黒岩祐治と観光を語る会」</p> <p>期 日 平成27年9月4日(金)午後5時30分から</p> <p>会 場 箱根町 箱根湯本富士屋ホテル コンベンションホール</p> <p>参加者 141名</p>
政務調査費 支出明細	<p>研修会費 10,000円</p> <p>※ 領収書別添付</p>

平成27年度 勝俣公好 視察研修等支出内訳

視 察 先:箱根 湯本富士屋ホテル

視察日程:平成27年9月4日(金)

参加者:勝俣公好

単位:円

科 目	金 額	内 訳 等
旅 費		
交 通 費		
交 通 費		
手 土 産 代		
振込手数料		
研 修 参 加 費	10,000	黒岩祐治と観光を語る会 研修会
合 計 ①	10,000	

領 収 書

勝俣公好 様

金 10,000円 也

ただし、黒岩祐治と観光を語る会懇親会費として

平成 27年 9月 4日

黒岩祐治と観光を語る会
代表 川上 賢治



「黒岩祐治と観光を語る会」研修会

演題：地域の経済振興等について

講師：清水 慎一（しみず しんいち）

「観光地域づくりマネージャー」を育成する「清水塾」塾長
「観光地域づくりプラットフォーム推進機構」会長
「立教大学観光学部兼任講師」

《主な略歴》

長野県小諸市出身。1948年12月1日生まれの団塊の世代。

1972年東京大学法学部卒業後日本国有鉄道に入社、

1987年JR東日本に移行し本社取締役営業部長、取締役仙台支社長を歴任。2004年6月に

(株)ジェイティービー常務取締役に就任。訪日ツーリズム推進や事業創造本部長など担当。

ロングステイプランなど着地型観光をベースにした地域交流ビジネスを打ち出す。

2011年6月退任。

2008年4月から2013年3月まで立教大学観光学部特任教授

現在 「観光地域づくりマネージャー」を育成する「清水塾」塾長、観光地域づくりプラットフォーム推進機構会長、立教大学観光学部兼任講師など。多数の自治体のアドバイザーを務めるとともに各地のシンポジウムや勉強会の講師などを務める。

《主な公職》

内閣府「地域活性化伝道師」、総務省「地域力創造アドバイザー」、都市再生機構「URまちづくり支援専門家」、国土交通省「離島の定住環境に関する有識者懇談会」座長、全国観光圏協議会アドバイザー、長野県観光審議会会長、長野県観光戦略アドバイザー、信州・観光地域づくりマネジメント塾塾長、観光経営研究会会長、観光地域づくりプラットフォーム推進機構会長、中山間地域フォーラム理事、異業種勉強会「二山会」会長など多数。

《連絡先》

Eメール sshinichi@jcom.home.ne.jp

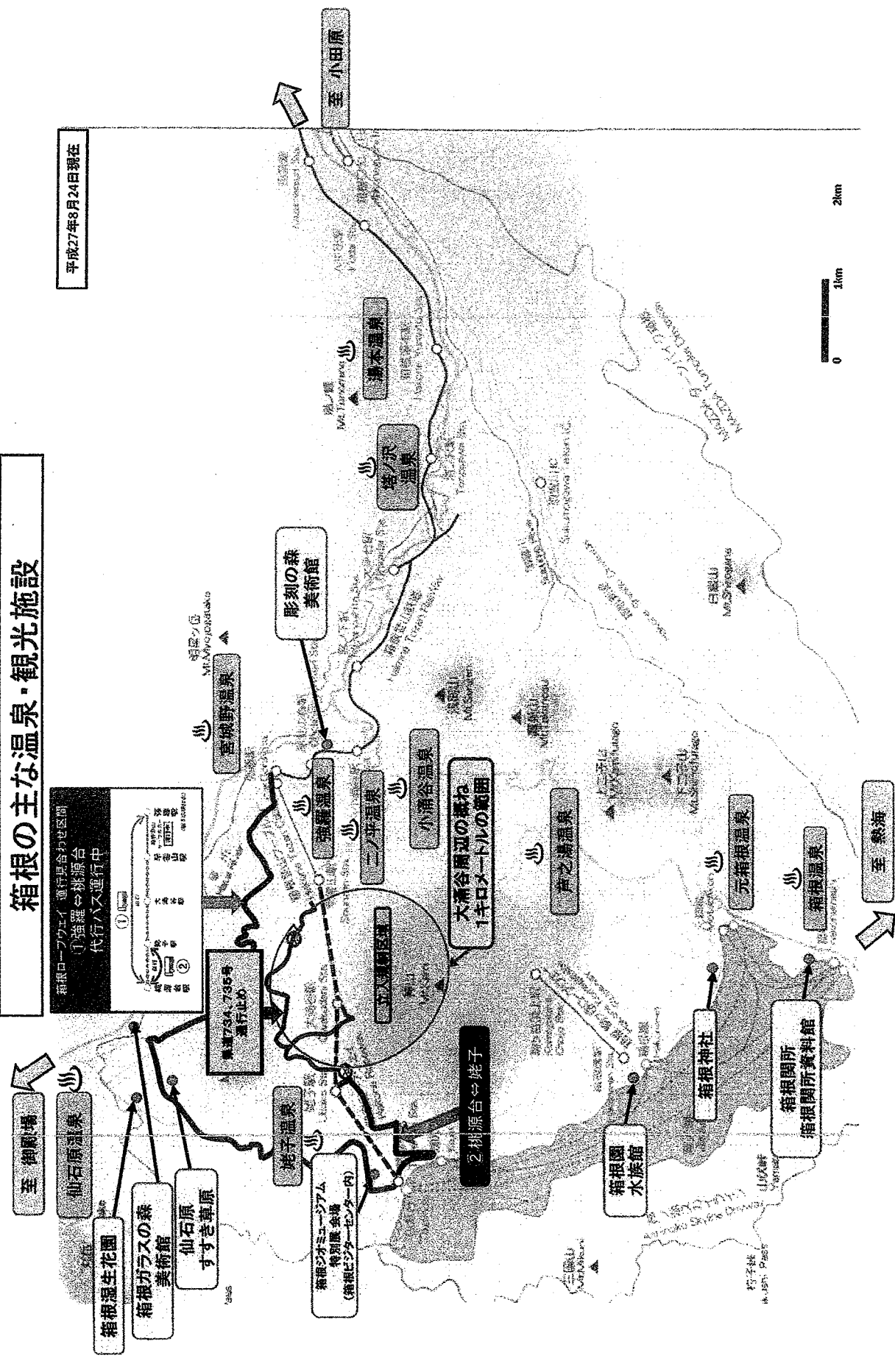
箱根の主な温泉・観光施設

平成27年8月24日現在

箱根ロープウェイ 通行早合わせ区間
 ① 強羅⇄桃源台 代行バス運行中

箱根ロープウェイ	箱根駅	箱根湯本駅	箱根登山バス
箱根駅	箱根湯本駅	箱根登山バス	箱根登山バス

② 箱根登山バス



明彦山
Mt. Myōjōzaki

彫刻の森
美術館

摩ノ志
温泉

橋本温泉

大涌谷周辺の湯ね
1キロメートルの範囲

② 桃源台⇄地子

芦之湯温泉

箱根園
水族館

箱根神社

箱根園所
資料館

元箱根温泉

箱根温泉

至 熱海



研修等結果報告書

実施年月日	平成27年12月16日(水)
場所(対象)	東京都千代田区永田町 内閣府中央合同庁舎(牧島かれん内閣府大臣政務官室)
目的(内容)	地方交付税の支給要件緩和について
参加者	4名(勝俣公好、勝俣剛一、小川鶴雄、川口延明)
結果(所見)	<p>○視察内容 牧島政務官との意見交換会(30分間)</p> <p>1、箱根町への地方交付税について ※同じような問題を抱える観光地(例として軽井沢町など)と連携して問題提起をできないか?</p> <p>2、地方創生補助金の交付について ※箱根周辺の二市八町や県隣の(三島市、御殿場市)を含めたような広域で企画を立ち上げ申請をすることなどできないか?</p>
政務活動費 支出明細	別添のとおり

平成27年度視察研修等支出内訳

視察先：内閣府 牧島かれん大臣政務官室

視察日程：平成27年12月16日（水）

参加者：勝俣公好

科目	金額	内訳等
交通費	4,630	新幹線（小田原⇄東京）
タクシー代	760	東京駅⇄内閣府
手土産代	2,100	内閣府大臣政務官室
合計	7,490	

駅-No 440126 領収書-No 27
窓口-No 1

領 収 書

緑風777 様

金額 ￥18,520円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

1/4 4,630円

上記金額確かに領収致しました

27年12月16日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

小田原駅

現金出納社員



領 収 証

No. _____

勝保公好 様

27年12月16日

★ 72,100 -

但 お品代として

上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

箱根・ルッカの本

代表取締役 高橋 台

〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本367
TEL 0460-85-6222

TR-61

1/4 360円

1/4 400円

領 収 書

(現金以外はご利用明細書)


2015年 12月 18日

車両番号 1817

運賃 ¥1450円

合計 ¥1450円

上記金額正に領収しました
ご利用ありがとうございます

 大和自動車王子(株)
☎ 3911-3286

無線配車センター ☎ 3563-5151

領 収 書

(現金・チケット・クーポン・福祉)

日付 2015年 12月 16日

車番 0757


基本運賃 ¥1630円

合計 ¥1630円

(内消費税等 ¥120円)

通行料、他 円

上記正に領収いたしました。
ご利用ありがとうございました。

 kmグループ
国際自動車株式会社
台東本社営業所
東京都台東区横場2-20-13

kmグループお客さま相談室

お忘れものは

TEL 0120-565-039

または 03-5520-5788

お気付きの点、ご要望は

TEL 0120-717-039

または 03-5520-5588

<ナビコード>

A46-0674-0468

(営業回数 6332)

地方交付税法第17条の4に基づく意見の申出状況要旨(平成25~27年度分)

○ 地域の特性に応じた補正係数の見直し要望(平成25、26、27年度)

(課題)

年間2,000万人もの観光客を迎える当町は、人口規模に対して消防、清掃及び下水道に関する経費が同規模の団体より多く負担になっています。これらに係る決算額と基準財政需要額には大きな乖離^{かいり}が発生しており、交付税で十分に手当てされていません。

(改正案)

補正係数を適切なものとする。

1) 清掃費には密度補正として入湯税納税義務者数が算入されているが、算入後の数値をもっても不十分となっています。

2) 消防費では事業費補正があるものの、当町では施設整備事業債の発行がないため実際には何ら補正が行われていません。

よって、補正係数の適切な見直し又は新たな補正の追加を求めます。

○ 地域の特性に応じた特別交付税の配分項目の見直しを要望(平成26、27年度)

(課題)

上記「地域の特性に応じた補正係数の見直し要望」と同じ。

(改正案)

特別交付税は、不交付団体の当町にとって貴重な財源です。しかし、特別交付税では、平成18年度頃から観光立国などのいくつかの項目が第1号項目から第3号項目に変更され、調整額の影響を受ける項目が増加しました(重点化)。この重点化により、当町は交付対象項目が減少しています。特別交付税の配分項目について、観光に関する項目を第1号項目に戻すことなどを要望します。

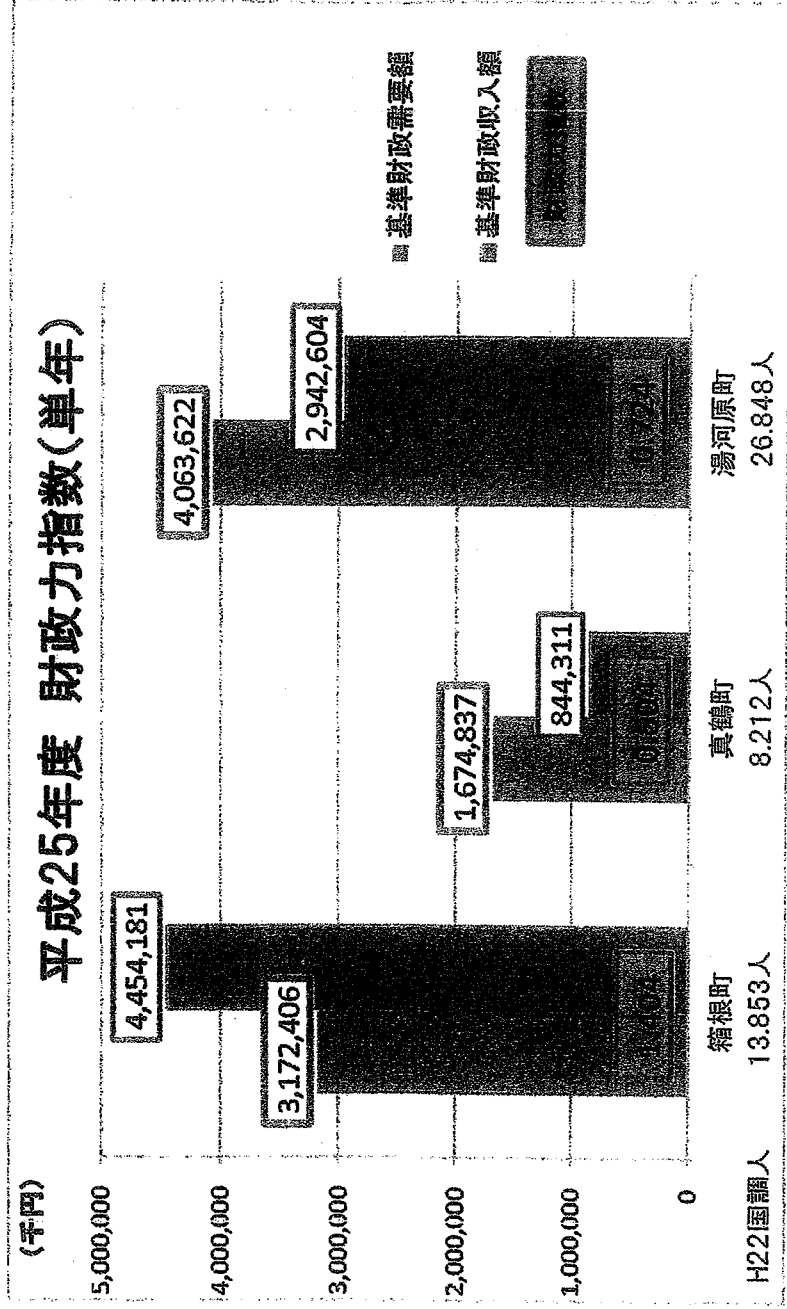
○ 地方交付税における特別交付税の割合の維持を要望(平成26、27年度)

地方交付税の総額に占める特別交付税の割合が引き下げられることになっていますが、近年、全国的に大雪、台風、地震、噴火等の自然災害が増加していることを踏まえ、特別交付税の割合の引き上げ又は少なくとも現状維持を要望します。

財政力指数の状況 ～どれだけ裕福かを数値化した指標～

基準財政需要額と基準財政収入額を比較して、どれだけ財源が不足or超過しているかを数値化したものを財政力指数とよびます

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$



交付団体と不交付団体

『不交付団体』：基準財政収入額 > 基準財政需要額

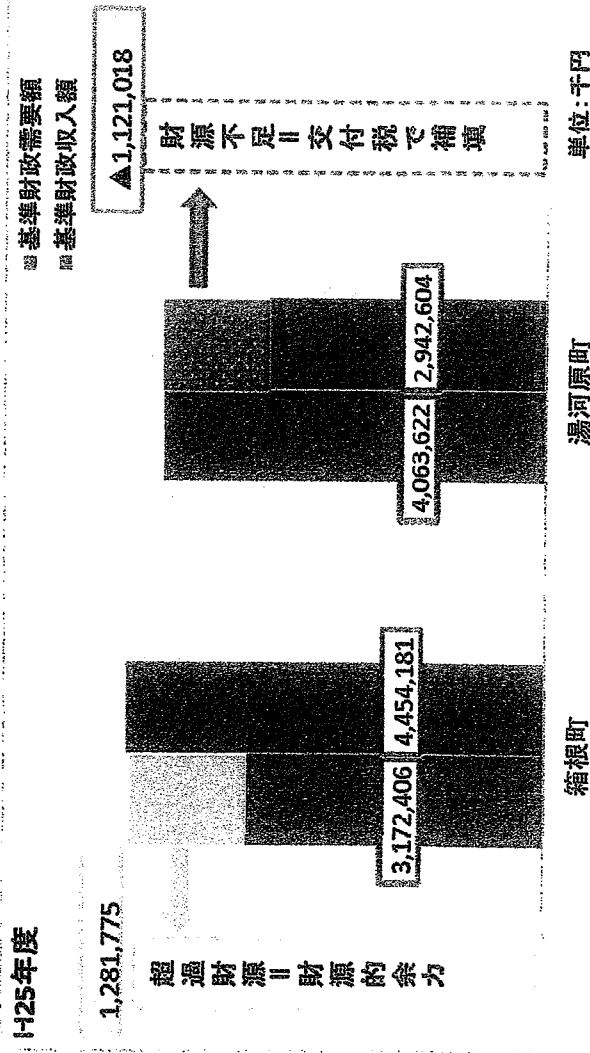


財政力指数が1以上となり普通交付税は交付されない
市町村では全国で48団体のみ(平成25年度)

『交付団体』：基準財政収入額 < 基準財政需要額



財政力指数が1未満となり普通交付税が交付される
市町村では全国で1,671団体のみ(平成25年度)



◆ポイント

『財政力指数が高い団体』、『不交付団体』は財政的に余力があるとみなされた団体。税収が増加すればその分自由に使える財源が増えるが、逆に減少した場合は歳出を削減しなくてはならない。

⇒税収の影響を受けやすい

箱根町では超過財源が1年間で13億円にも上るため、よほどのことがない限り不交付団体になることはない。

基準財政需要額の内訳と近隣との比較

単位：千円

● 基準財政需要額とは
(最低限の行政サービスを提供するために必要な経費)

$$\frac{\text{測定単位(人口、面積など)}}{\text{国が決めた1単位あたりにかかるお金}} \times$$

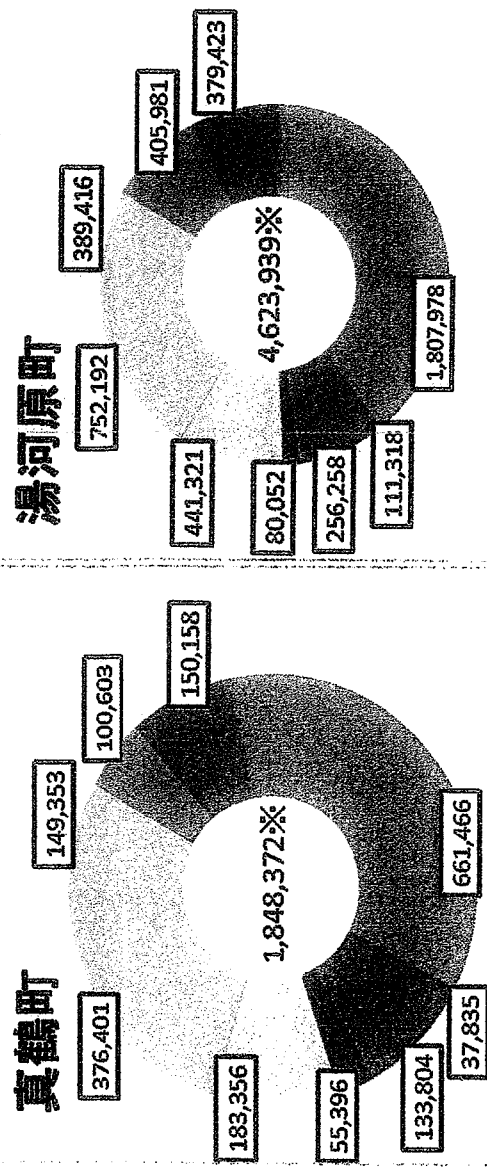
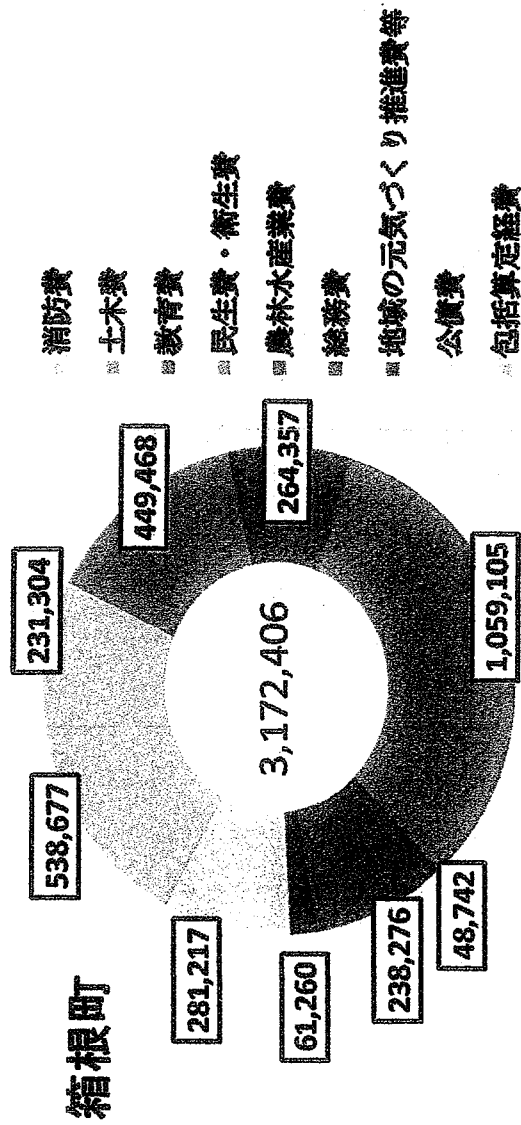
例えば、教育費のうち小学校にかかる需要額は、児童1人あたり4.4万円、1クラスあたり90万円と決められていて、各金額に団体毎の児童数、学級数をかけて需要額を計算します。

箱根町の基準財政需要額

民生費・衛生費、公債費、土木費の3項目で全体の2/3ほどを占めています。

これは箱根町に限ったことではなく、他の2町にも同様のことがいえます。

箱根町は国内有数の観光地であり、また山間部に集落が点在する地形なため、同じ規模の市町村に比べて消防施設、環境衛生施設の整備などに多大な経費を要しています。しかし普通交付税の算定では衛生費(清掃費)を計算する測定単位の一部に入湯客数が加算されているだけで、その他には全く反映されていないため、基準財政需要額と実際の歳出額との間に大きな差額が生じています。



※真鶴町・湯河原町の基準財政需要額の計は、臨時財政対策債振替前の需要額の合計

基準財政収入額の内訳と近隣との比較

● 基準財政収入額
 (税金などの標準的な収入)
 $\frac{\text{測定単位(納税義務者数、地積等)}}{\text{全国的な平均価額等}} \times$

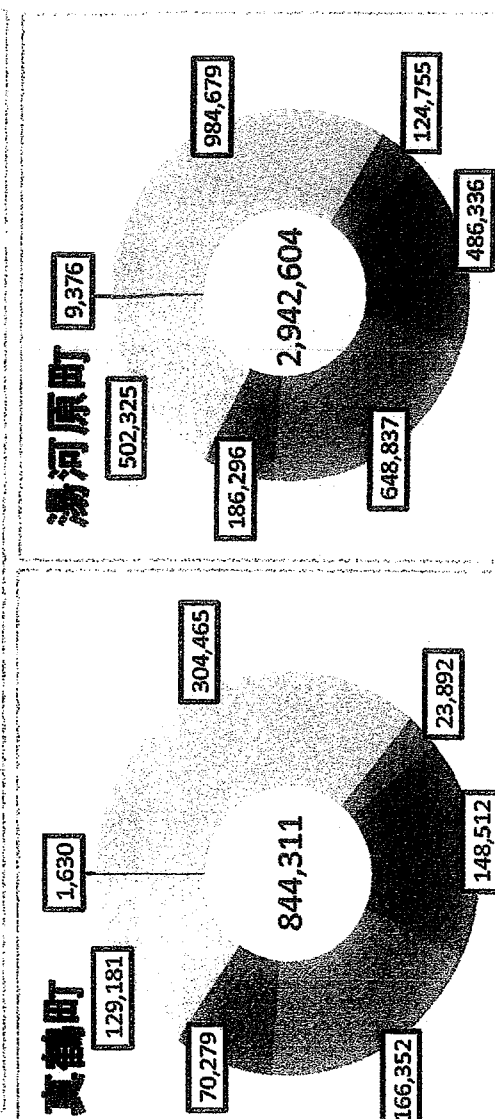
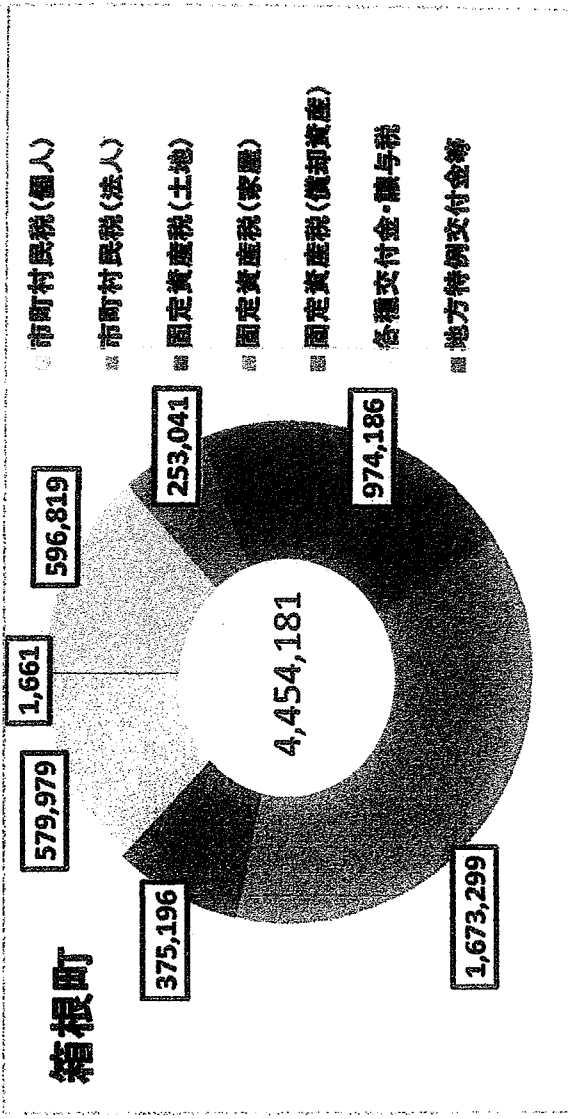
箱根町の基準財政収入額

需要額はどの団体も同じようなグラフの形でした
 が、収入額では箱根町だけグラフの形が異なり、
 固定資産税の占める割合が大きくなっています。
 また割合だけでなく金額も大きく上昇していま
 す。旅館・ホテル、別荘、寮・保養所等が数多く存
 在するため、固定資産税の基準財政収入額は真
 鶴町や湯河原町の2倍以上となっています。

税収の多くを固定資産税に因っているため、評
 価替え等の影響は強く受けるものの、企業の業績
 等に影響されない安定した収入確保が可能と
 なっています。

⇒ 近年は地価が下落傾向にあるため、箱根町の
 固定資産税収は減少し、厳しい財政状況の一因
 となっています。

単位:千円



基準財政需要・収入額と決算額(歳出)との乖離

H25年度基準財政需要額とH25年度決算額の比較(抜粋)

(単位:千円)

項目	基準財政需要額 A	決算額(一般財源) B	差額 A-B
個別 費算定 経			
消 防 費	231,304	817,805	▲ 586,501
清 掃 費	206,806	728,136	▲ 521,330
商 工 行 政 費	36,015	130,339	▲ 94,324
公 債 費	281,217	707,573	▲ 426,356
合 計	3,172,406	6,541,222	▲ 3,368,816

需要額の差額合計:34億円

主な要因:

観光客に対応するための経費(ごみ処理、道路の維持管理)多くの消防施設、組織の維持にかかる経費など

H25年度基準財政収入額とH25年度決算額の比較(抜粋)

(単位:千円)

項目	基準財政収入額 A	決算額 税収及び交付税の対 象となる各種交付金 B	差額 A-B
市 町 村 民 税	849,860	1,039,203	▲ 189,343
固 定 資 産 税	3,022,681	4,229,732	▲ 1,207,051
合 計	4,454,181	6,039,336	▲ 1,585,155

収入額の差額合計:16億円

主な要因:

入湯税7億円は、目的税のため基準財政収入額に入らない。需要額に対応する部分のみが対象となるため各種税収の25%前後は制度上、収入額に入らない

基準財政収入額と実際の収入額との間にも、一定の差額が発生しています。しかし需要額と実際の支出の間にはそれを大きく上回る差額があります。

この差額が、財政が苦しい状況にあっても普通交付税をもらえない原因です。

町では差額が解消されるように、県を通じて、国に交付税の計算方法を変えてほしいという要望をかねてより行っていますが、普通交付税は『全国の団体に適用できる制度』であり、箱根町特有の事情をくむことは難しいとの回答が続いています。